



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 定年後も体力の続く限り働かないと、老後の生活費が足りないのではないかと、安心ができません。何か良いニュースはないのでしょうか？

A 今月は厚生年金保険の在職老齢年金のお話を致しましょう。在職老齢年金とは、サラリーマン等が働きながら老齢年金を受給する制度です。

厚生年金の歴史は古く「富国強兵」の目的で戦時中に始まった制度です。厚生年金の老齢年金は、当初「退職」を受給要件としており、在職中は年金を支給しないことが原則でした。しかし、高齢者は低賃金の場合が多く、昭和40年には65歳以上の在職者に支給される「在職老齢年金」を新たに創設し、昭和44年には60歳台前半にも拡大した経緯があります。

平成16年には、60歳台前半は賃金と年金の合計額が28万円を超えると、年金の一部支給停止が行われる、厳しい減額方法がとられました。それを補完するために60歳～65歳まで給与の減額割合に応じて「高年齢雇用継続給付」が雇用保険から支給されました。60歳台後半は、基礎年金は満額支給され、厚生年金は、賃金との合計額が48万円（当時）を上回った場合に一部停止が行われるという、緩やかな減額方法がとられました。

令和2年には、60歳台前半の支給停止基準額（28万円）を65歳以上の基準額（当時47万円）と同じ額とする見直しが行われ、支給停止額が60歳台前半と後半の区別がないため分かりやすくなると共に、年金を受給しながらも意欲的に働く制度へ変わりました。

65歳以降に徴収された厚生年金保険料が年金額に反映されるのは、退職するか70歳になるかのどちらかでしたが、令和4年からは毎年10月に改定され、1年間に支払った額が反映されるようになりました。これによって支払った保険料が支給額に反映されていることが実感できるようになり、就労意欲の向上に繋がることになったと思います。

70歳以降は厚生年金保険料は徴収されませんが、在職している限り在職老齢年金の支給停止の仕組みが続きますので、お給料の高い社長や役員の方は注意が必要です。

良いニュースと言えば、今月より「在職老齢年金」の支給停止調整額が50万円に引き上げられます。厚生年金と賃金（賞与込み月収）の合計額が50万までは支給停止されず、それ以上であれば賃金の増加2に対し年金額を1支給停止する仕組みとなります。支給停止調整額が引き上げられたことにより、今までよりも手取りが増えることになるのではないのでしょうか？

又、前年度の消費者物価指数が上がったため、令和6年の年金額は前年度から+2.7%のプラス改定となります。多少でも年金が多く受給できると思います。

参考までに令和6年度の年金額をお知らせいたします。

- ・国民年金（満額） 68,000円（月）
- ・厚生年金（夫婦二人分の標準的な年金額） 230,483円（月）

増えたと言ってもこれでは、働かなくてはゆりのある老後は過ごせませんね。

実際、「令和5年版高齢社会白書」によると、65歳～69歳の人の就業率は2022年度時点で50.8%、約半数の方が定年後も働き続けていることとなります。70歳～74歳の人についても、およそ3人に1人が仕事をしており、高齢者の就業率は年々上昇しています。

諸外国では年金支給開始年齢以降の支給調整はありません。在職していても年金が減額されることはないのです。だから、諸外国の老人はのんびりと生活を楽しんでいるのでしょうか。日本人は、元気なうちは働かなくてはならないのでしょうか？

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

Tel 043-273-5980